

「神奈川県再犯防止推進計画」の改定の方向性について

1 神奈川県再犯防止推進計画の概要

(1) 策定の趣旨

神奈川県再犯防止推進計画は、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するために取り組むべき事項を示した計画である。

2016（平成 28）年 12 月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法という）の第 8 条において、県は、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。それに伴い、県は、2019（平成 31）年 3 月に神奈川県再犯防止推進計画を策定した。

策定した計画が 2023（令和 5）年度をもって計画期間を満了することから、現行計画の成果や課題及び 2023（令和 5）年 3 月に閣議決定された国第二次再犯防止推進計画の内容等を踏まえ、「神奈川県再犯防止推進計画」を改定する。

(2) 計画の位置付け

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する。

(3) 計画期間

2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間

(4) 対象区域

県内全市町村

2 県計画の改定のポイント

- ① これまでの県の取組の検証
- ② 国第二次再犯防止推進計画の内容を勘案
- ③ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨の反映

3 これまでの県の取組の検証

(1) 神奈川県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 検挙人員 (うち再犯者) | 16,356 (7,891) | 14,431 (7,004) | 12,734 (6,255) | 11,128 (5,495) | 11,117 (5,533) | 10,564 (5,350) |
| 再犯者率 | 48.2% | 48.5% | 49.1% | 49.4% | 49.8% | 50.6% |

(2) 県の取組

県再犯防止推進計画において、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「非行の防止等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」、「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進」に取り組むため、56事業（再掲含む）を実施

(3) 4年間を通しての課題

① 就労・住居の確保

- 再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要であるため、協力雇用主の拡充や職場定着支援等により雇用機会の確保に向けて、引き続き取り組んでいく必要がある。
- 適切な帰住先の確保は、安定した生活を送るために必要不可欠であるため、住居確保のための給付金の支給や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録数を促進し、住居の確保に努めることが重要である。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 犯罪等の常習化を防ぐためには、必要な福祉支援に結び付けることが重要であるため、出所後の受入施設との調整や、経済的に困窮した際に相談ができる支援機関を設けることで、自立の促進と困窮からの早期脱却を図っていくことが求められる。
- 薬物依存症は、回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要であるため、医療機関や自助グループ、回復施設等の引き続きの周知と、家族の依存症に悩む方への支援を充実させることで依存症への理解を深めていくことが重要である。

③ 非行の防止等

- 少年たちの健全育成を図るために、継続して、薬物乱用防止教育を実施することはもとより、子どもやその家族を対象にした相談窓口を充実させ、適切な支援へつないでいくことが重要である。

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

- 再犯防止のための支援を効果的に行うためには、対象者一人ひとりに応じた支援を実施することが重要であるため、悩みごとの専用の窓口を設けて多様な相談に対応していくことや、支援者の資質向上を図ることで、複雑化する相談者の課題解決に対応できるように努める必要がある。

⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- 地域における再犯防止の推進については、民間協力者の活動に支えられているため、更生保護施設や保護司を始めとする民間ボランティアを支援していくことで、地域における犯罪をした者等の指導・支援の担い手を確保していくことが重要である。
- 犯罪をした者等が社会復帰をするには、地域の理解と協力が必要であるため、犯罪の防止と立ち直りへの理解を求める啓発活動や施設見学、研修会等を引き続き実施することで、再犯防止等に関する施策を身近に感じてもらうことが求められる。

(4) 新型コロナウイルス感染症が県の取組に与えた影響

- ・ 対面で行っていた研修や会議、相談事業の中止や規模の縮小
- ・ 支援対象者への訪問の制限
- ・ 相談機関相談員が新型コロナウイルスに感染したことによる職員不足
- ・ 困窮者対策相談件数および住居給付金申請件数の増加
- ・ 一方で、研修や講座等は、オンライン化したことで時間や場所を問わず参加できるようになり、以前より参加者が増加した

(5) 県改定計画への反映（案）

4年間の取組評価では、多様化する個々の課題に対応するために、相談窓口の充実や、支援者の資質向上が課題に上がっているため、改定計画においても、引き続き、取り組んでいくことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症により、対面で実施していた支援の制限や、生活困窮に伴う相談および給付金の申請件数も増加しており、今後感染症の影響が落ち着いた後も、ひとり一人の状況に応じて必要な支援を実施していく必要がある。

4 国第二次再犯防止推進計画の内容の勘案

(1) 国第一次計画からの変更点等

① 国第一次計画の課題

- ・ 個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要がある。
- ・ 支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要がある
- ・ 支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要がある。
- ・ 地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要がある。

② 国第二次計画の基本的な方向性

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること

③ 「7つの重点課題」の一部変更と都道府県の役割の明記

○ 7つの重点課題

<第一次計画>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等



<第二次計画>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

○ 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

(2) 県改定計画への反映 (案)

【改定計画における体系 (案) [大柱・小柱]】

現行計画

| |
|---------------------------------|
| 1 就労・住居の確保 |
| (1) 就労の確保 |
| (2) 住居の確保 |
| 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進 |
| (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援 |
| (2) 薬物依存を有する者等への支援 |
| 3 非行の防止等 |
| (1) 非行の防止等 |
| 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援 |
| (1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援 |
| 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 |
| (1) 民間協力者の活動の促進 |
| (2) 広報・啓発活動の推進 |



改定計画案

| |
|---|
| 1 就労・住居の確保 |
| (1) 就労の確保 |
| (2) 住居の確保 |
| 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進 |
| (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援 |
| (2) 薬物依存の問題を <u>抱える者</u> への支援等 |
| 3 非行の防止等 |
| (1) 非行の防止等 |
| 4 犯罪をした者等の特性及び<u>個々の課題</u>に応じた効果的な支援 |
| (1) 犯罪をした者等の特性 <u>及び個々の課題</u> に応じた効果的な支援 |
| 5 民間協力者の活動の促進等 |
| (1) 民間協力者の活動の促進 <u>及び連携</u> |
| (2) 広報・啓発活動の推進 |
| 6 <u>市町村への支援とネットワークの構築</u> |
| <u>(1) 市町村への支援とネットワークの構築</u> |

5 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨の反映

(1) 当事者目線に関する神奈川県取組

① 「ともに生きる社会かながわ憲章」

平成28年7月26日、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、県は、このような事件を二度と起こしてはならないとの強い決意のもと、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の普及に取り組んでいる。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

② 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって、障がい者が障がいを理由とするいかなる差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とし、令和5年4月1日に施行された条例

(2) 県改定計画への反映（案）

上記の憲章および条例の「あたたかい心をもって、すべての人の命を大切にする」「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」という理念や、「当事者目線に立つ」という考えは、あらゆる分野に通ずるものであるため、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を目指す本計画においても、過去に犯罪をした者等の視点を取り入れていく。

① 反映手法

- ・ 当事者である過去に犯罪をした者が所属し、立ち直りを支援している団体等にヒアリング等を実施

② 計画本文への反映

- ・ 計画の第1章に、憲章と条例が策定された経過や趣旨を記載する。
- ・ 計画の取組欄に、過去に犯罪をした者が主体となって、地域に貢献しようと活動している団体等や取組事例の掲載する。

